

社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(目的及び意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬等は支払はないものとする。

(費用の支給)

第4条 役員（職員理事除く）及び評議員には、理事会、評議員会の参加及び監事監査の実施に伴う交通費相当額を開催当日に支払うものとする。交通費相当額は、理事会、評議員会及び監事監査の開催場所が役員及び評議員の居住地又は事務所から10km圏内は1,000円、10km超から20km以内は2,000円、20km超は3,000円とする。

2 職員理事は職員旅費規程に準じて支払うものとする。

3 役員及び評議員が職務遂行にあたって負担した手数料等の費用については実費額を請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成31年1月31日（評談委員会の議決日）から施行する。